

記入例

グラクソ・スミスクライン株式会社 御中

同意書(研究助成)

私(研究助成応募者)は、貴社が提示する下記の全ての点について同意致しました。

記

1. 研究助成実施要綱

施設名: 《○○大学》

教室及び講座名: 《○○教室・講座》

使 途: 研究(GSK 研究助成で採択された研究内容)

2. 国内外法規制及びGSK贈収賄防止ガイドラインの遵守

本研究助成金の受領及び使用に関し、適用される国内外の全ての法律・規則及び添付『グラクソ・スミスクライン 贈収賄防止ガイドライン』を遵守します。

3. GSK との関係の表明

貴社との関係については、添付の『確認書』に記載の通りであることを表明します。また、本研究助成金の受領及び使用により、私の医学的、学術的な見解、判断に影響を及ぼすものではありません。

※4. 本研究助成に関する情報開示

医療関係者に対する報酬の支払についての透明性を確保するため、貴社がホームページに掲載する等の方法により、研究助成先(施設名及び教室・講座名)・氏名・研究助成金額等の情報を一般に公開することについて同意します。

※5. 研究成果の発表

研究成果を外部に発表される場合は、「GSK ジャパン研究助成(英文名:GSK Japan Research Grant)」の助成である旨を記載します。

※6. 研究成果および会計報告

2016年3月末までに研究の進捗状況の報告書及び決算報告書を貴社へ提出します。

※研究助成が授与された場合

記入年月日

以上

平成 年 月 日

《○○大学○○教室・講座名》

ご署名 (研究助成応募者の自筆サイン)

2014年2月28日改訂

同意書(研究助成)

私は、貴社が提示する下記の全ての点について同意致しました。

記

1. 研究助成実施要綱

施設名:

教室及び講座名:

使 途: 研究(GSK 研究助成で採択された研究内容)

2. 国内外法規制及びGSK贈収賄防止ガイドラインの遵守

本研究助成金の受領及び使用に関し、適用される国内外の全ての法律・規則及び添付『グラクソ・スミスクライン 贈収賄防止ガイドライン』を遵守します。

3. GSK との関係の表明

貴社との関係については、添付の『確認書』に記載の通りであることを表明します。また、本研究助成金の受領及び使用により、私の医学的、学術的な見解、判断に影響を及ぼすものではありません。

※4. 本研究助成に関する情報開示

医療関係者に対する報酬の支払についての透明性を確保するため、貴社がホームページに掲載する方法により、研究助成先(施設名及び教室・講座名)・氏名・研究助成金額等の情報を一般に公開することについて同意します。

※5. 研究成果の発表

研究成果を外部に発表される場合は、「GSK ジャパン研究助成(英文名:GSK Japan Research Grant)」の助成である旨を記載します。

※6. 研究成果および会計報告

2016年3月末までに研究の進捗状況の報告書及び決算報告書を貴社へ提出します。

※研究助成が授与された場合

以 上

平成 年 月 日
施設名 教室・講座名

ご署名 (研究助成応募者の自筆サイン)

添付:グラクソ・スミスクライン 贈収賄防止ガイドライン

グラクソ・スミスクライングループ(以下、「GSK」)及びそのお取引先は、GSKの製品・サービスを提供する国・地域において適用される全ての日本国内外の法律・規則及び倫理基準を遵守しなければなりません。

GSKの社員、スタッフ、お取引先は、民間・公共を問わず、全ての取引が、適用される全ての日本国内外の法律・規則を遵守し、全てのGSKのビジネスに必要とされる「品位ある行動」を実現しなければなりません。

GSKは、「品位ある行動」と「透明性の高い活動」を企業の価値観として掲げています。GSKは、全ての社員、スタッフ、お取引先がGSKのビジネスの維持、確保の為に、行う贈収賄行為及び不正な支払行為を一切容認しません。

(贈収賄行為及び不正な支払行為の禁止)

GSKは、社員、スタッフ、お取引先が、GSKのためにビジネス上の優位性を確保したり、ビジネスを不当に獲得・維持したり、決定に影響を与えたり、不当に誘導したり、またはその報酬・見返りとして、いかなる企業、法人、個人(公務員等を含む)に対しても、適用される全ての日本国内外の法律・規則で認められた範囲を越えて、直接的または間接的に有価物の支払の実行、約束、許可または追認、もしくはその申し出を行うことを一切容認しません。

(公務員等に対する、または公務員等の要請による有価物の支払の禁止)

GSKは、民間・公共を問わず、適用される全ての日本国内外の法律・規則で認められた範囲を越えて、ビジネスの見返りとして個人に支払をすることを一切認めません。また、GSKは、GSK及びその取引先が製品・サービスを提供する国・地域において適用される全ての日本国内外の法律・規則で認められた範囲を越えて、公務員等に対する、または公務員等の要請による、有価物の支払を一切容認しません。

<用語の定義>

GSKは、本ガイドラインで使用されている用語について以下の通り例示として定義しますが、贈収賄行為及び不正な支払行為を禁止する目的を達成するため、以下の定義に限定されないことがあります。GSKは、製品・サービスを提供する国・地域において適用される全ての日本国内外の法律・規則及び倫理基準を遵守します。本ガイドラインで禁止されている行為は一切容認しません。

- 「有価物」とは、現金もしくは現金等価物、贈物、サービス、雇用の申し出、ローン、旅費、接待、政治献金、慈善寄付、補助金、日当、スポンサー、謝礼、または全ての資産提供が含まれ、少額であっても対象となります。
- 「支払」とは、直接・間接を問わず、有価物の支払の申し出、約束、許可、または実行をいいます。
- 「公務員等」とは、日本国内においては、国務大臣、国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員などの地方議員、都道府県知事、市町村長等の首長等の公職者及びその選挙候補者、国家公務員、地方公務員、みなし公務員をいいます。日本国外では、各国・地域のGSKの規程・定義に従ってください。

以 上